

## 社会福祉法人ゆりかご会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりかご会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項に定める報酬等をいい、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員の報酬は、常勤役員にあたっては月額報酬、賞与及び退職手当とし、非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬とし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬（基本給）については、職員給与規程に定める俸給表により支給する。
- (2) 賞与については、職員給与規程により算定される期末・勤勉手当を支給する。
- (3) 賞与以外の諸手当については、職員給与規程の各規定により支給する。
- (4) 退職手当については、社会福祉施設職員退職手当共済法の規定による

退職手当を支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、別表第1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- (2) 評議員の報酬は、別表第2「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用)

第6条 役員等が職務の執行のために出張する場合は、別表第3「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、その月の初日から末日までの分を毎月21日に支給する。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、業務を行った都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

別表第 1 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340 円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,340 円
理事会等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340 円

別表第 2 (評議員の報酬)

	日額
評議員等会議への出席	5,340 円
上記の他、法人施設業務のための出勤	5,340 円

別表第 3 (旅費交通費)

区分	旅費交通費
公共交通機関	実費
宿泊費	実費
必要経費	実費